

ファッションワン  
避難確保・浸水防止計画

令和5年9月  
名古屋ステーション開発株式会社

# ファッションワン避難確保・浸水防止計画

(令和5年9月1日社達第54号)

(計画の目的)

第1条 この計画は、水防法第15条の2第1項に基づき必要な措置に関する計画を作成し、ファッションワンに勤務又は利用する全ての者の、浸水時又は浸水が予想される場合の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防災を図ることを目的とする。

2 この計画の修正は、軽微な事項については名古屋駅の施設管理者等の関係者と協議のうえ決定するものとし、経費を必要とするなど重要な事項については、施設所有者等の権原を有する者と協議のうえ決定する。

(計画の対象区域)

第2条 この計画の対象区域は、消防法施行令第9条の2に規定するファッションワンの地下空間と地階部分が一体をなすものとみなされる事業所を含むものとする。

2 地階部分が一体をなすものとみなされる事業所は、次のとおりとする。

J R名古屋駅

ジェイアールセントラルビル

(計画の適用範囲)

第3条 この計画は、ファッションワンに勤務又は利用する全ての者に適用する。

(協議会)

第4条 浸水時又は浸水が予想される場合の対応を事前に協議するため、「J R名古屋駅総合施設共同防火・防災管理協議会」を活用する。

(防災体制)

第5条 浸水時又は浸水が予想される場合に、総合的応急活動を実施するため、ファッションワンに係る災害対策本部を以下の基準で設置する。

(1) 連絡体制の設置基準

- ア 大雨洪水注意報、高潮注意報が発表されたとき
- イ 台風の襲来や局地的な集中豪雨が予想されるとき
- ウ 今後、浸水のおそれがあるとき

(2) 災害対策本部の設置基準

- ア 大雨洪水警報、高潮警報が発表されたとき
- イ 庄内川・矢田川において、はん濫注意情報等が発表されたとき
- ウ 高齢者等避難、避難指示が発令されたとき
- エ 庄内川・矢田川において越水した場合又は越水のおそれがあるとき
- オ 名古屋駅周辺で、大規模な道路冠水、床上浸水又は床下浸水の被害が発生したとき

カ その他、浸水の危険が予想されたとき

(3) 自衛水防組織

自衛水防組織については、別添1「ファッションワン災害対策本部組織図」のとおりとする。

(4) 災害対策本部の解散

浸水の危険が解消されたと認められたとき、あるいは、浸水の発生による応急対策が完了したと認められるときに解散する。

(5) 任務の内容

災害対策本部の任務は次のとおりとする。

組織	主な任務
統括管理者	1 災害対策本部の指揮監督
本部運営班長	1 本部運営班のとりまとめ 2 各班への活動指示及び集約 3 統括管理者への連絡窓口及び補助
本部運営班	1 被害状況の把握 2 警戒活動、避難、誘導等の指示伝達 3 広報担当者への情報報告
情報収集班長	1 情報収集藩のとりまとめ 2 本部運営班長への連絡窓口及び補佐
情報収集班	1 気象、洪水状況の収集 2 関係機関への情報連絡 3 近接施設との情報連絡 4 館内放送による情報連絡
警戒活動班長	1 警戒活動班のとりまとめ 2 浸水への対応等の指揮 3 本部運営班長への連絡窓口及び補佐
警戒活動班	1 施設（店舗含む）への浸水及び漏水防止措置 2 被害想定箇所の巡回調査 3 電気施設、機械施設等の点検と処置 4 被害発生箇所の応急処置 5 シャッター等の開閉処置
避難誘導班長	1 避難誘導班のとりまとめ 2 本部運営班長への連絡窓口及び補佐
避難誘導班	1 利用者等の避難誘導 2 利用者等への情報伝達 3 負傷者等の救出救護

(情報収集及び伝達)

第6条 情報収集体制については、次のとおりとする。

(1) 情報収集体制

浸水の危険性把握のため、次により情報の収集を行う。

ア 収集する情報

- ・ 気象情報、洪水予報
- ・ 名古屋市から提供される防災情報
  - (ア) 庄内川・矢田川における、はん濫注意情報等
  - (イ) 庄内川・矢田川において越水した場合又は越水のおそれがあるときの情報
  - (ウ) 内水氾濫注意水位到達情報、内水氾濫危険水位到達情報
  - (エ) 名古屋駅周辺で、大規模な道路冠水、床上浸水又は床下浸水等の被害が発生したときの情報
  - (オ) 地階が接続する事業所からの浸水情報
  - (カ) 警戒活動班・店舗からの館内浸水情報

イ 収集手段

- ・ インターネット、テレビ、ラジオ等による情報収集
- ・ 地上の状況を目視又はテレビカメラ等で確認する。
- ・ 名古屋市から提供される防災情報を確認する。
- ・ 警戒活動班等からの情報収集

(2) 情報伝達体制

浸水時又は浸水が予想される場合にはすみやかに情報を伝達する。伝達経路については、別添2「ファッションワン緊急連絡網」のとおりとする。

また、地下で接続する他のビル等へも情報を伝え、共同して浸水対策をとることとする。

(警戒活動)

第7条 地下街への浸水を防止するため、危険度の段階によって対策をとるものとする。

(1) 第1段階

ア 参考とする気象情報等

大雨洪水注意報、高潮注意報、局地的大雨の情報、名古屋市から提供される防災情報

イ 対応する内容

浸水に備えた準備を行う。

ウ 対応する人員

統括管理者及び警戒活動班員

(2) 第2段階

ア 参考とする気象情報等

大雨洪水警報、高潮警報、局地的大雨の情報、名古屋市から提供される防災情報

イ 対応する内容

- ・必要に応じて、土のう等の浸水に備えた対策をする。
- ・浸水状況の確認を行う。

ウ 対応する人員  
警戒活動班

(3) 第3段階

- ア 参考とする気象情報等  
避難指示等の発令、名古屋市から提供される防災情報
- イ 対応内容  
災害対策本部の判断により、全員が避難する。

(避難誘導)

第8条 避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難誘導の原則

浸水時又は浸水が予想される場合には、利用者の避難を最優先に行う。

(2) 避難誘導開始時期

避難勧告等が発令された場合又は、災害対策本部の判断により避難誘導を開始する。

(3) 避難誘導時の行動

避難誘導時の行動については、次の点に注意する。

- ア 放送設備などを使用して、現在の浸水等の状況について利用者に説明するとともに、従業員の指示に従って落ち着いて避難するよう呼びかける。
- イ エレベーターやエスカレーターなどの電気設備の利用を行わないよう周知する。
- ウ あらかじめ決められた避難誘導班が所定の位置につき、利用者を安全な方法で避難させる。
- エ 災害時要援護者の避難誘導については、周辺の人達の協力を得ながら迅速に行う。

(4) 避難経路及び避難場所

- ア 避難経路並びに避難場所については、地階が接続する事業所等と事前に検討しておく。
- イ 地下街への浸水が発生した場合、避難場所の概ねの目安は、地上が安全な場合は地上とし、それ以外の場合は、地階が接続する事業所等の2階以上の階とする。
- ウ 避難誘導する際の経路及び避難場所を示した図を作成し、利用者の目に付きやすい場所に掲示するとともに、地下街等に勤務する者へも周知する。  
なお、避難経路図等については、別添3「ファッションワン避難経路図」のとおりとする。

(5) 避難誘導方法及び留意事項

- ア 利用者がパニックにならないように、避難誘導をはじめ、各班員は落ち着いて行動する。
- イ 浸水時には停電が想定されるため、エレベーターやエスカレーターなどを利用した避難誘導は禁止する。
- ウ 停電時の避難誘導を適切に行うため、各店舗には、平常時から懐中電灯等を用意しておく。

## (6) 館内放送の内容

周知すべき内容の気象情報等を入手した際や、避難指示等の情報を入手した場合には、次のとおり館内放送等を利用して、利用者に知らせる。

### ア 気象情報等を入手した際の放送内容

「こちらは、名古屋駅防災センターです。ただいま、気象庁より●●の発表がありました。今後の気象情報に注意してください。」

### イ 避難指示等を入手した際の放送内容

「こちらは、名古屋駅防災センターです。ただいま、名古屋市から避難指示の発令がありました。ファッションワンをご利用の方は、従業員の指示に従い、落ち着いて避難してください。」

### ウ 浸水情報等を入手した際の放送内容

「こちらは、名古屋駅防災センターです。ただいま、地下街への浸水が発生しています。ファッションワンをご利用の方は、従業員の指示に従い、落ち着いて避難してください。」

## (防災教育)

第9条 従業員等への防災教育は、次のとおり行う。

### (1) 防災教育の実施

従業員等に対し、日頃から防災に対する心構えや、いざという時の対応方法、また、災害時要配慮者への対応などを教育し、防災力向上のための取組みを積極的に図っていく。

### (2) 教育内容及び研修の時期

地下街等の従業員に対して、次の内容を教育する。また、教育を行う時期については次表のとおりとする。

#### ア 教育内容

- ・避難確保・浸水防止計画の内容の周知徹底
- ・浸水予防の周知徹底
- ・防災体制の周知徹底
- ・浸水に関する事項の周知徹底
- ・その他、施設において防災上必要な事項

#### イ 教育実施時期

時期	対象者	内容
6月	全従業員	・避難確保・浸水防止計画について ・浸水予防について ・防災体制について
随時	班別	

## (水防訓練)

第10条 水防訓練については、次のとおり行う。

### (1) 水防訓練の計画

浸水時に適切に対応するため、従業員等に訓練参加を促す。また、地階で接続する

事業所と共同で訓練を行うほか、必要に応じて消防機関に協力依頼して訓練を実施する。

(2) 水防訓練の内容

ア 災害対策本部設置訓練

- ・災害対策本部の人員配備に関する訓練
- ・対策本部において指示する事項を確認する訓練

イ 情報収集・伝達・通報訓練

- ・情報収集及び伝達方法の確認、消防機関へ通報する訓練

ウ 浸水防止訓練

- ・浸水防止資機材等の取扱い訓練

エ 避難誘導訓練

- ・避難誘導方法及び誘導方向、避難誘導する人員配置に関する訓練

オ 救出・救護訓練

- ・逃げ遅れた人の救助、ケガをした人の救護に関する訓練

(3) 訓練実施時期

時期	対象者	内容
出水期前	全従業員	・災害対策本部設置訓練 ・情報収集伝達訓練 ・浸水防止訓練
随時	班別	・避難誘導訓練 ・救出救護訓練

(施設及び資機材の整備)

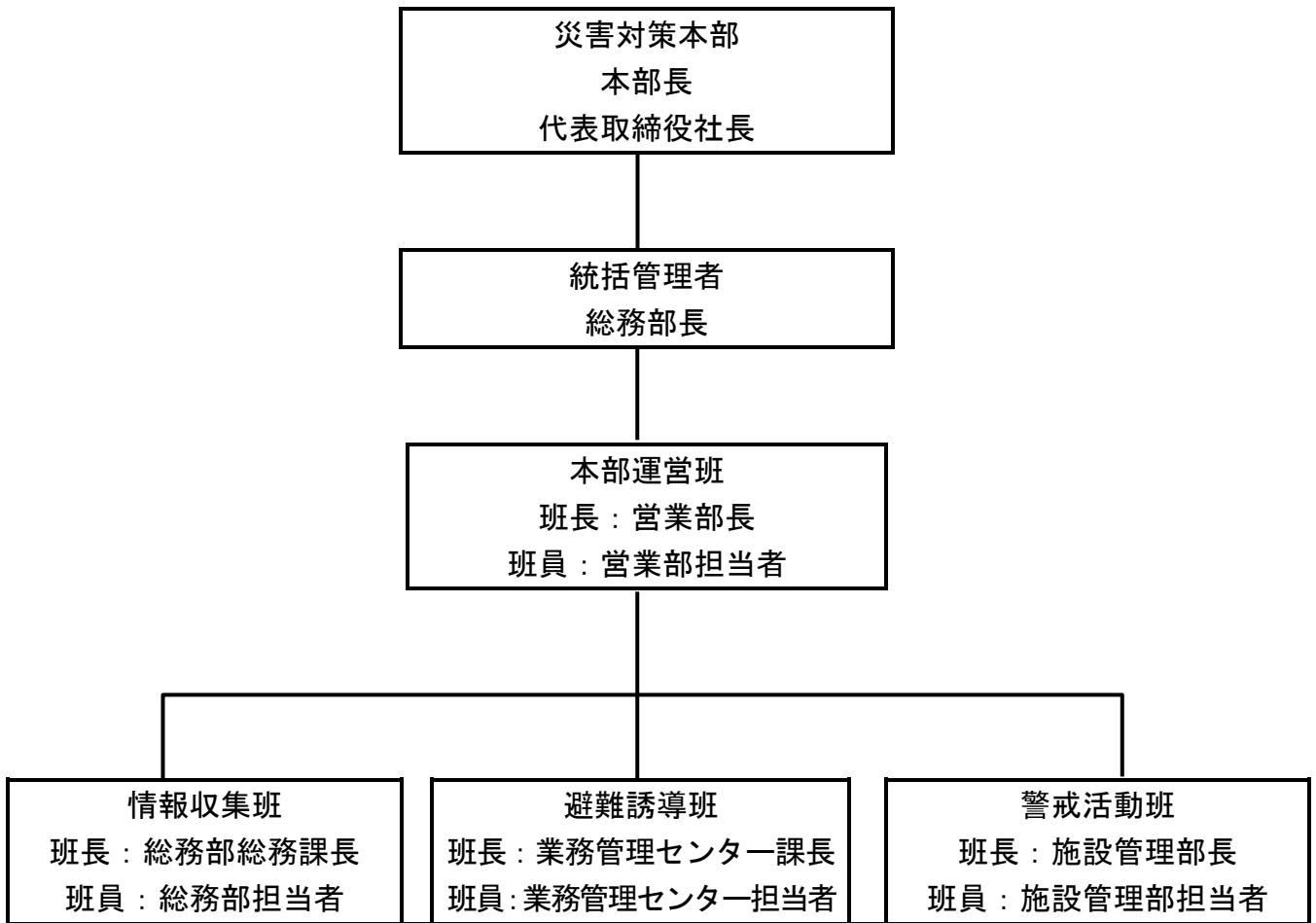
第11条 施設及び資機材の整備等については、次のとおり行う。

- (1) 浸水に備えるため、非常電源等の施設点検を定期的に行う。
- (2) 浸水に備えるため、土のう等の浸水防止用資機材を準備しておき、保管場所や使用方法について、従業員等に周知徹底する。

附則（令和5年9月1日社達第54号）

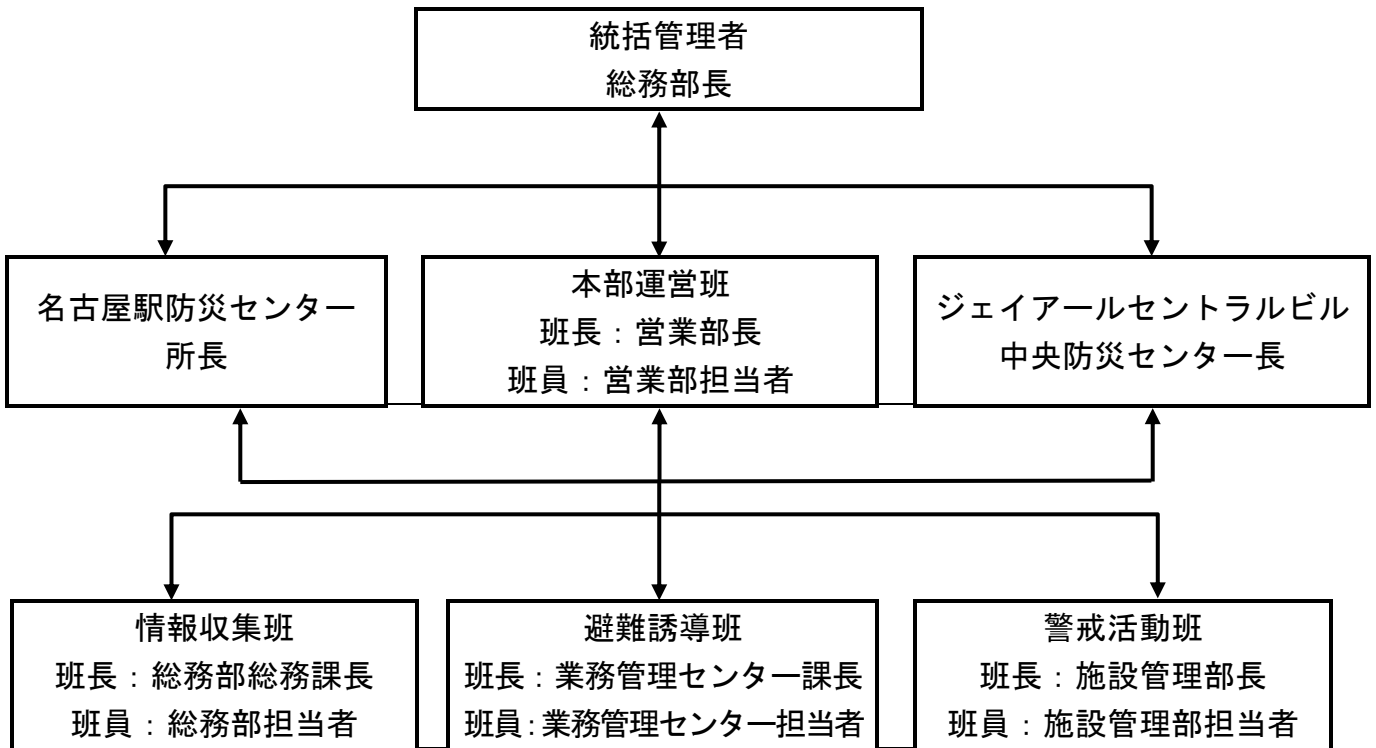
この計画は、令和5年9月1日から施行する。

## ファッションワン災害対策本部組織図

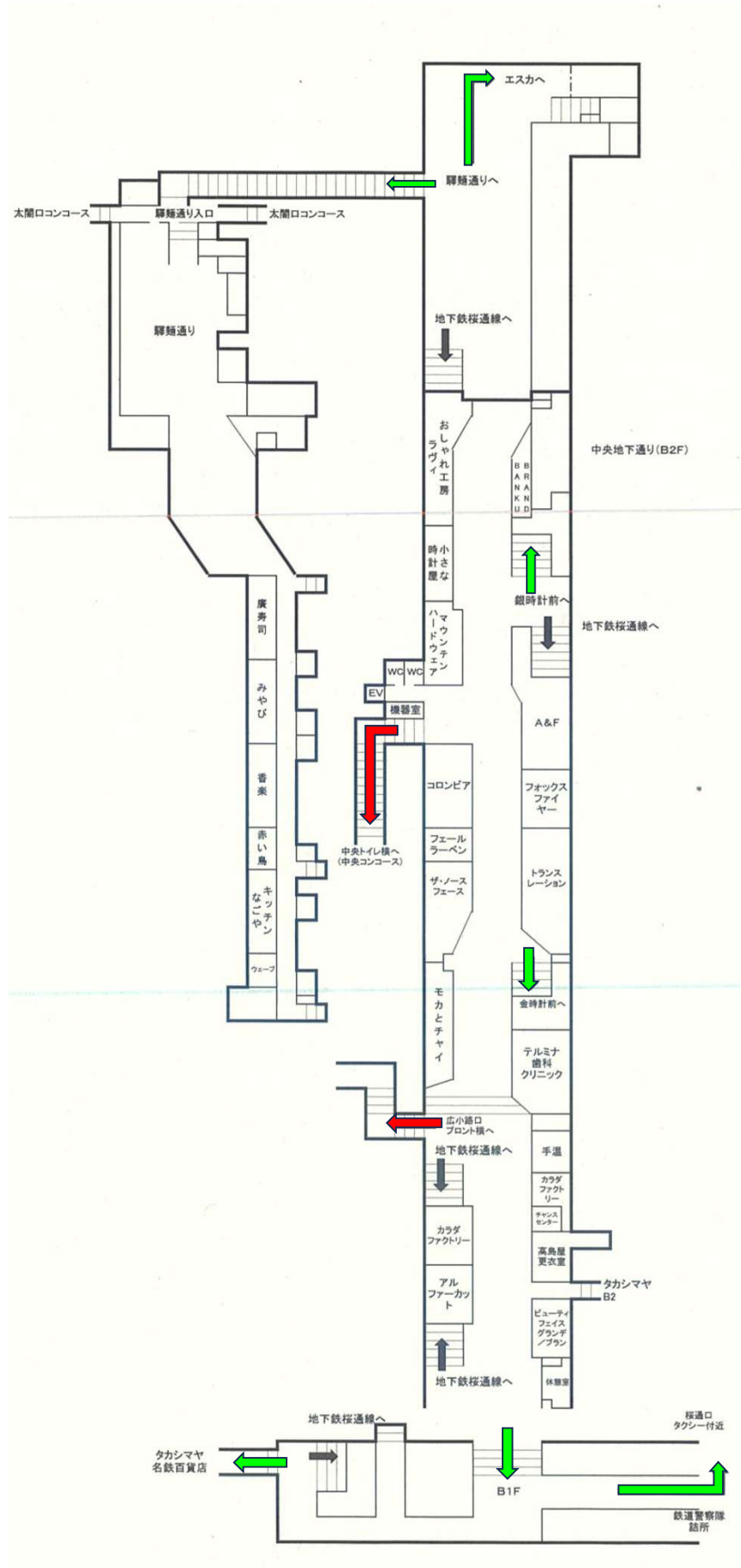




## ファッションワン緊急連絡網



ファッションワン地下街避難経路図



主要な避難経路 : 上図の赤矢印 →  
 その他の避難経路 : 上図の緑矢印 →